

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局環境管理部環境管理課（環境保全対策グループ）（06-6615-7923）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	特定建設作業を伴う建設工事施工者への改善命令
概要	特定建設作業に伴って発生する騒音又は振動が規制基準に適合しないことにより周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、騒音又は振動の防止の方法の改善等について勧告を行うことができ、その勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、この勧告に従うべきことを命ずることができる。
根拠法令等 及び条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例第94条第2項、第111条第4項第1号
処分基準	規制地域内において行われる特定建設作業に伴って発生する騒音又は振動が規則で定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、騒音又は振動の防止方法の改善等について勧告することができるが、この勧告に従わないで特定建設作業を行っているとき
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000060314.html
備考	